

公 示 日：2026 年 9 月 9 日（水）

調達管理番号：26a00641

国 名：スリランカ

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名：スリランカ国コロンボ都市圏における都市交通調査（都市交通／社会包摂（ソーシャルインクルージョン））

適用される契約約款：

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

1. 担当業務、格付等

- （１）担当業務：都市交通／社会包摂（ソーシャルインクルージョン）
- （２）格 付：3 号
- （３）業務の種類：調査業務

2. 契約予定期間等

- （１）契約履行期間（予定）：2026 年 10 月下旬から 2027 年 2 月下旬
- （２）業務人月：1.43
- （３）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
5 日 28 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （２）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （３）提 出 期 限：2026 年 9 月 30 日（水）（12 時まで）
- （４）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5）

[%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 10 月 9 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	都市交通計画や都市計画分野におけるソーシャルインクルージョン（障害者、ジェンダー含む）に係る各種計画・調査・検討業務
対象国及び類似地域	南アジア地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカでは人・貨物輸送の 90%以上が道路網に依存しており、特に西部州のコロンボ都市圏では交通量の急増により深刻な渋滞が発生していた。JICA は 2012～2015 年にコロンボ都市交通調査プロジェクト（以下、CoMTrans）を実施し、上記のような交通量の増加を前提に 2035 年を目標とする都市交通計画（CoMTrans 都市交通マスタープラン）を策定した。しかしながら、スリランカでは、2019 年以降、テロ、コロナ禍及び経済危機により社会経済環境が激変しており、上記調査の前提となる交通量の見通しに変容している可能性がある。

これらの環境変化を経て、現在のスリランカは引き続き財政面の制約は抱えるものの、2023 年の IMF プログラム開始以降の経済は回復基調にあり、2024～2025 年には 2 年連続で実質 GDP 成長率 5%を達成した。しかしながら、依然としてコロンボ都市圏における交通渋滞等の問題は課題として残っているため、その課題が深刻化する前に、経済危機後の変容を踏まえた現状分析と財政制約を踏まえた適切な都市交通政策及び計画を立案することが不可欠である。

JICA は 2026 年 1 月に現地調査を実施し、CoMTrans の更新、今後 10 年間のプロジェクト実施計画の策定等を今後の協力の方向性として整理した。また、2012～2015 年に策定した CoMTrans が効率性や渋滞緩和を中心としており、ジェンダーや障害主流化の視点が計画全体の枠組みの中に体系的に組み込まれていなかったことが課題として指摘されている。具体的には、公共交通車両の高いステップ、歩道や公共交通施設の段差、歩道上の障害物、触知ブロックや案内表示の不十分等により、障害者や高齢者の移動制約が顕在化している。また、女性の移動ニーズや公共交通利用時の安全上の懸念を把握・反映するための性別分類データ、苦情・事故情報等の活用が限定的であり、交通分野におけるジェンダー主流化及び利用者参加の仕組みも十分に制度化されていない。

運輸・道路・都市開発省（MOTHUD）は、運輸、道路及び都市開発を一体的に所管する機関として、CoMTrans 更新及びその実施において中心的な役割を担うことが想定される。他方、障害及びジェンダー等の視点を都市交通政策・事業に継続的に反映するため、MOTHUD 等の主要交通関連機関におけるフォーカルポイントの設置、関係機関間の調整、アクセシビリティ基準やチェックリストの標準化、

能力強化及びモニタリング体制の整備が必要とされている。

我が国の対スリランカ国別開発協力方針（2025 年）では、重点分野「社会の強靱性強化」において脆弱層の生計向上や社会サービス基盤の整備に協力、脆弱層を含む包括的な女性の社会的・経済的エンパワメントを支援するとされており、本調査目的と合致する。また、JICA 課題別事業戦略（JGA）「社会保障・障害と開発」においては、障害インクルーシブな社会の実現を掲げ JICA 事業における障害主流化を推進している。また、JGA「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」においては、分野横断的事項として、JICA のあらゆる事業においてジェンダーの視点に立った取組を推進することとしている。さらには JGA「都市・地域開発」においても、「インクルーシブな都市の発展」を目指すこと掲げており、SDGs ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」の達成、人間の安全保障の実現への寄与も意図している。

このような背景の下、本業務では MOTHUD におけるソーシャルインクルージョンの体制強化の促進を図るための調査を行い、CoMTrans 更新及び MOTHUD に向けジェンダーや障害主流化の観点を組み込むための具体的方策について提言案のとりまとめを行う。

7. 業務の内容

本業務の主な業務内容は以下の通り。

- ① 都市交通分野におけるソーシャルインクルージョンに関する現状分析
- ② MOTHUD におけるソーシャルインクルージョンの体制強化に向けた情報収集・技術的助言案のとりまとめ、意見交換
- ③ MOTHUD における「ソーシャルインクルージョン担当」確保に向けた体制検討、及び人員確保申請に向けた助言案のとりまとめ、意見交換
- ④ CoMTrans 更新に向けジェンダーや障害主流化の観点を組み込むための具体的方策について提言案のとりまとめ

具体的担当事項は次のとおりとする。なお、本業務における「ソーシャルインクルージョン」とは、年齢や障害、ジェンダー、社会経済的地位などに関わらず、すべての人が社会のあらゆる活動に包摂され、その能力を最大限に発揮できるような社会を目指すことを指す。

(1) 準備業務 (2026 年 10 月下旬～2026 年 12 月下旬))

- ① 既存の JICA 報告書、スリランカ政府作成の関連政策・法令・計画文書、他ドナー報告書等を参照し、スリランカ都市交通分野におけるソーシャルインクルージョン（障害者、高齢者、女性等の社会的包摂）に係る制度・政策及び実施状況を整理し、現状と課題を分析する。
- ② JICA 社会基盤部、JICA スリランカ事務所及び関係者と連絡・調整の上、現地における業務内容及び調査対象機関を整理する
- ③ MOTHUD におけるソーシャルインクルージョンの担当配置及び体制構築に向けた論点を整理し、現地調査の実施方針を検討する。
- ④ 都市交通分野におけるソーシャルインクルージョンに関する現状分析、及び MOTHUD 及び関係機関におけるソーシャルインクルージョンの体制の現状、担当部署・担当者の配置状況、人員配置上の課題等に関する情報を事前収集するため、スリランカ側関係機関に対する質問票（案）（英語）を作成する。作成した質問票（案）は、現地渡航前に JICA に提出する。必要に応じて、質問票は JICA スリランカ事務所を通じて事前配付を行う。

(2) 現地業務 (2026 年 11 月下旬～2027 年 1 月中旬)

上記期間において 2 回の現地渡航を行い、以下の業務を実施することを想定する。なお、適宜、JICA 社会基盤部及び JICA スリランカ事務所等との打合せに参加する。

【第 1 回現地渡航】

- ① MOTHUD 及び関係機関へのヒアリングを実施し、都市交通分野におけるソーシャルインクルージョンの関連施策の実施状況、組織体制、人員配置及び機関間連携の現状を把握する。
- ② 全国障害者評議会及び社会サービス局等の障害分野を所掌する機関と MOTHUD との連携可能性に関する情報を収集する。
- ③ 都市交通における障害の有無及び障害種別に応じた利用実態データ、苦情情報及びアクセシビリティ評価データの収集・活用状況、障害者に対する合理的配慮の提供を含めた障害分野の制度運用状況について確認する。

- ④ 障害当事者団体、障害者支援団体及び高齢者団体等との意見交換を実施し、都市交通分野における移動上の課題及びニーズを把握する。
- ⑤ MOTHUD におけるソーシャルインクルージョンの推進体制の課題を分析し、担当部署又は担当者の配置のあり方、役割及び必要な機能について関係者と協議する。
- ⑥ MOTHUD におけるソーシャルインクルージョンの推進体制の強化に向けた方向性及び必要な組織・人材面の対応案を整理し、関係者との協議を行う。

【第2回現地渡航】

- ① 都市交通政策・事業において、利用者参画を含めたソーシャルインクルージョンの視点を継続的に反映するための体制強化方策（関係省庁との連携含む）について MOTHUD と協議する。
- ② ①の実現に向けて、MOTHUD における必要な組織・人材面の対応案を整理し、関係者との協議を行う。
- ③ MOTHUD 内における「ソーシャルインクルージョン担当（仮称）」の設置又は指定に向け、業務内容、所掌事項、他部署との連携体制及び求められる能力等について技術的助言を行う。
- ④ MOTHUD が実施する人員確保申請及び組織内承認手続きに必要な説明資料（英文）や根拠資料の整理を支援するとともに、申請戦略について助言を行う。
- ⑤ 現地業務完了に際し、調査結果、体制強化に向けた提言及び今後の対応方針について MOTHUD 及び JICA スリランカ事務所に報告する。

（3）整理業務（2027 年 1 月下旬～2027 年 2 月下旬）

- ① 現地業務で収集した情報を整理・分析し、MOTHUD におけるソーシャルインクルージョンの体制構築に関する課題及び対応方策を取りまとめる。
- ② MOTHUD におけるソーシャルインクルージョンの担当配置に向けた検討結果及び提言を整理する。
- ③ 今後の JICA 事業及びスリランカ政府による都市交通分野の事業形成・実施において活用可能なソーシャルインクルージョンの推進上の留意事項、CoMTrans 更新に向けジェンダーや障害主流化の観点を組み込むた

めの具体的方策について提言を整理する。

- ④ 業務完了報告書（和文・英文概要版）を作成し、JICA 社会基盤部へ提出・報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文・英文概要版）

2027 年 2 月 26 日（金）までに提出。

調査報告書（案）（和文・英文概要版）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は第 1 回は 2026 年 11 月下旬～12 月上旬（移動含め 14 日間）、第 2 回は 2027 年 1 月上旬～1 月中旬（移動含め 14 日間）を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務は本コンサルタント単独にて実施予定です

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空 港 送 迎：あり
- イ) 宿 舎 手 配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通 訳 備 上：なし（必要に応じて JICA がアレンジします）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、2 回目以降はコンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 案件概要表
- ・ スリランカ国コロンボ都市圏における都市交通調査報告書（令和8年2月）

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ JICA 事業における障害主流化の推進ガイダンスノート
https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/1577179_14952.html
- ・ 国別障害関連情報スリランカ民主社会主義共和国
- ・ <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000053890.pdf> 国別ジェンダー情報整備調査スリランカ国
https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/reports/_icsFiles/fieldfile/2025/01/20/Sri_Lanka_English2010.pdf

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上